



そだてよう すこやかな心とからだ

あなたの“すこやか”を応援します！

すこやか だより

2024年8月13日発行

編集・発行 西之表市健康保険課健康増進係 保健センターすこやか
電話 0997-24-3233 (平日のみ)

2024年度

感染対策

①号

「ウイズ・コロナ」
みんなで支えあおう

感染予防へのご理解とご協力をお願いします

新型コロナウイルス感染症は、国内で初めて確認されてから4年が経ちました。

この間、市民の皆さまには、感染防止対策にご協力いただき感謝申し上げますとともに、人命を守るため、今なお、医療・介護等現場の最前線で奮闘されておられる方々に対しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、新型コロナが確認されて以降、例年夏場は、旅行やお盆の里帰りなど人の動きや接触の機会が多くなることで、全国的にみても感染拡大が起きている状況が伺えます。

西之表保健所管内の報告者数を年代別にみると、6月から7月にかけては30代から50代の感染割合が最も高く、そのほか幅広い年代においても感染が確認されています。感染状況については、今後とも防災行政無線等を活用しながらわかりやすい情報発信に努めてまいります。

5類移行後の感染対策については、すでにすこやかだよりや市ホームページでお知らせしているとおり、行政が一律に感染対策を求めるのではなく、個人・事業者の状況に応じた自主的な判断と取組が基本となっております。

市民の皆さまには引き続き、ご自身や身近な人を感染から守るため、「推奨される場面でのマスクの着用・手指消毒・換気・三密の回避」などといった感染対策が有効とされていますので、場面に応じた対応を心がけていただきますようお願いいたします。

むすびになりますが、まだまだ暑い日が続きます。

感染対策はもとより熱中症にも十分注意しながらお過ごしください。

令和6年8月13日 西之表市長

八板俊輔





西之表保健所管内の感染状況について

7/1 から 7/28 までの1週間ごとの感染状況は下記のとおりです。

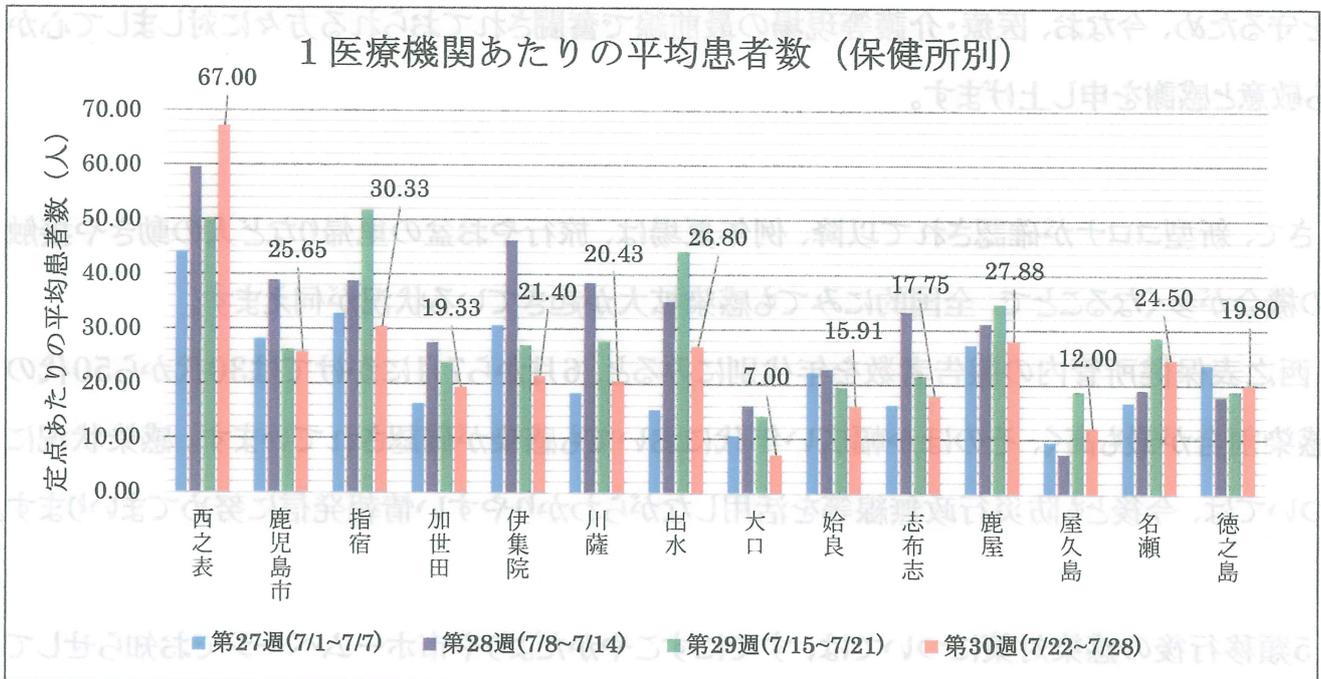
西之表保健所管内 (1医療機関:2科)	第27週 7/1~7/7	第28週 7/8~7/14	第29週 7/15~7/21	第30週 7/22~7/28
報告数	88人	119人	100人	134人
定点あたりの平均患者数	44.00人	59.50人	50.00人	67.00人
前週との比較	+40人	+31人	-19人	+34人

報告数: 医療機関から報告のあった感染者の数。

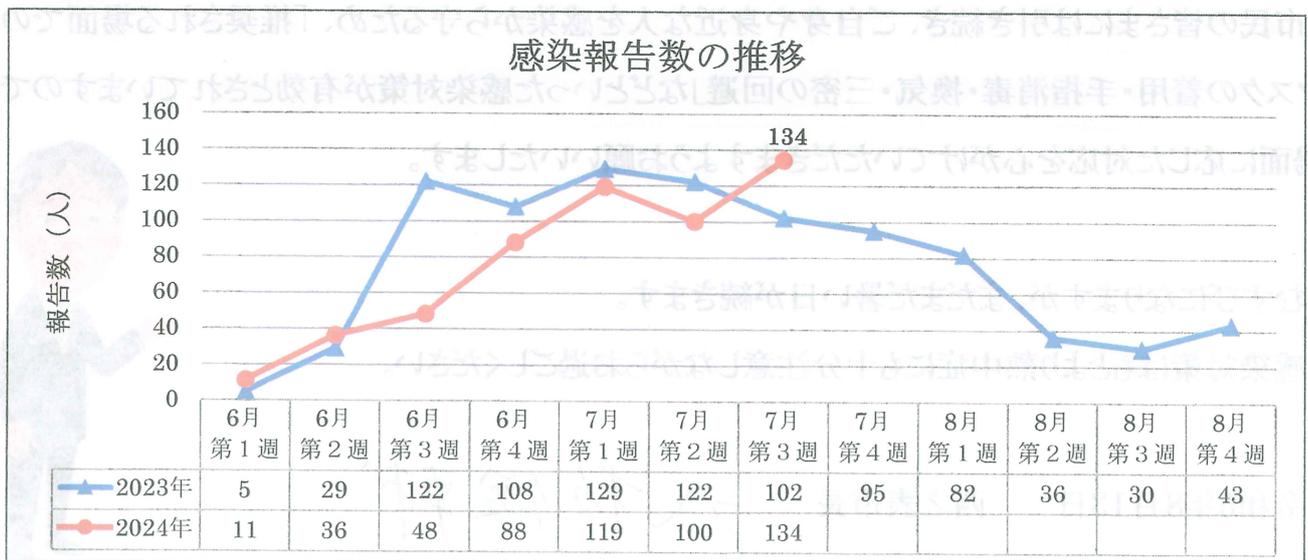
定点あたりの平均患者数: 報告数を保健所管内の定点医療機関の数で割った数。

※西之表保健所管内の定点医療機関数は1ですが、内科と小児科があるため定点数は2となります。

第30週(7/22~7/28)の報告では、西之表保健所管内の定点あたりの平均患者数が67.00人となり、県内の保健所別で最も多くなっています。



第30週(7/22~7/28)の報告では、西之表保健所管内の感染者数は134人となり、5類移行後過去最多となりました。





新型コロナワクチン接種について

新型コロナワクチンの全額公費による接種は令和6年3月31日で終了し、令和6年度以降の新型コロナワクチンについては、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に、B類疾病の定期接種(秋冬・年1回)となりました。

定期接種の対象者には、接種費用の一部助成(1人 5,000 円)を予定しております。

詳細が決まり次第、防災無線や市の広報紙等を活用して周知いたしますので、定期接種を希望する方は、今しばらくお待ちください。

なお、定期接種の対象者以外の方や定期接種の期間外にワクチン接種を受ける場合は、全額自己負担の任意接種として受けていただくこととなります。接種等につきましては、各医療機関へお問い合わせください。

1. 定期接種の対象者

- ・ 市内在住の65歳以上の方
- ・ 市内在住の60歳から64歳の方で、心臓等の機能に障害があるなどの基礎疾患を有する方

2. 定期接種の期間

令和6年 10月1日から令和7年3月31日まで

3. 定期接種にかかる費用(自己負担額)

2,000 円程度

〈内訳〉 $15,300 \text{ 円} - (8,300 \text{ 円} + 5,000 \text{ 円}) = 2,000 \text{ 円}$

接種費用 (見込額)	助成額(国)	助成額(市)	自己負担額 (見込額)
---------------	--------	--------	----------------



※ 上記の金額は、厚生労働省が試算した接種費用をもとに算出した見込額です。接種費用は医療機関によって異なりますので、各医療機関へご確認ください。



今こそ、感染予防へのご協力を！

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、令和5年5月8日から5類に見直されましたが、「新型コロナウイルスがなくなった」というわけではありません。

ご自身や大切な方々を感染から守るために、おひとりおひとりが、「うつさない、うつらない」を心がけて行動する必要があります。

5類移行後の感染対策については、市民の皆さまの自主的な取組が基本となりますが、手指消毒や換気、マスクの着用などは基本的な感染対策として有効とされています。

あわせて県内で流行している手足口病やヘルパンギーナ（乳幼児がかかりやすい夏かぜ）などへの備えも必要です。

医療現場においては、特に6月下旬頃から発熱外来等による患者が増加傾向にあります。

医療提供体制を維持していくためにも、市民の皆さまには体調管理に十分ご留意いただくとともに、医療機関での受診時や、高齢者等重症化リスクの高い方と会われる際には、引き続き、場面に応じた自主的な感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

感染予防の5つの基本

1. 3密（密集・密接・密閉）を避け、エアコン使用時もこまめに換気をしましょう
2. 場面に応じたマスクの着用と咳エチケットを実施しましょう
3. 石けんを使った手洗い（手指消毒）、こまめなうがいをしましょう
4. 普段と体調が異なるときは、外出や人と会うことを控えましょう
5. 生活習慣を整えましょう（適度な運動と食事、十分な睡眠）

感染対策のポイント

感染予防を心がけ体調を整えるようにしましょう。

高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合は、重症化するおそれがあります。感染対策として「マスクの着用を含めた咳エチケット」や「手洗い（手指消毒）」、「換気」等が効果的です。



咳エチケット



マスク着用



手洗い



換気